



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
12月25日
第169号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課)	1
※滋賀県警察関係事務手数料収入証紙規則の一部を改正する規則 (管理課)	2
○ 告 示	
※滋賀県環境影響評価技術指針の一部改正 (環境政策課)	5
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出 (障害福祉課)	5
障害者の雇用の促進等に関する法律による障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地変更の届出 (労働雇用政策課)	5
道路の供用開始 (道路保全課)	5
○ 公 告	
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告 (中小企業支援課)	6
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	6
一般競争入札の公告 (教職員課)	7
○ 県 税 事 務 所 告 示	
軽油引取税の特約業者の指定の取消し (南部)	8
○ 健 康 福 祉 事 務 所 告 示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (東近江)	9
○ 県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税特別徴収義務者証票無効公告 (南部)	9
○ 公 安 委 員 会 規 則	
※滋賀県公安委員会に対する審査請求の手續に関する規則等の一部を改正する規則 (警務課)	9
※滋賀県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (交通企画課)	18
○ 公 安 委 員 会 告 示	
遺失物施行令に基づく特例施設占有者の指定 (警察本部会計課)	21
○ 病 院 事 業 庁 規 程	
※滋賀県病院事業庁組織規程の一部改正.....	21
※滋賀県病院事業庁職員の標準的な職に関する規程の一部改正.....	21
※滋賀県病院事業庁職員被服貸与規程の一部改正.....	21
○ 病 院 事 業 庁 公 告	
令和2年度滋賀県職員採用選考実施公告.....	22

規 則

滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年12月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第114号

滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則

滋賀県行政組織規則 (昭和51年滋賀県規則第16号) の一部を次のように改正する。

第11条の表琵琶湖博物館の部総務部の項を次のように改める。

総務部	総務課
	企画調整課
	広報営業課

第12条の表琵琶湖博物館の部総務部の款企画調整課の項を次のように改める。

企画調整課	(1) 博物館の運営計画および総合調整に関すること。 (2) 他の博物館等との連携に関すること。 (3) 滋賀県立琵琶湖博物館協議会に関すること。 (4) 情報システムの整備および運用に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項
-------	--

付 則

- この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 滋賀県職員の職の設置に関する規則（昭和49年滋賀県規則第22号）の一部を次のように改正する。
第5条の表新琵琶湖博物館創造室長の項を削る。
- 滋賀県職員の標準的な職に関する規則（平成28年滋賀県規則第60号）の一部を次のように改正する。
第3条の表中「新琵琶湖博物館創造室長および」を削る。

滋賀県警察関係事務手数料収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第115号

滋賀県警察関係事務手数料収入証紙規則の一部を改正する規則

滋賀県警察関係事務手数料収入証紙規則（昭和37年滋賀県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「ちよう付」を「貼付」に改め、同条第1項中「ちよう付して」を「貼付して」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の書類を受理した職員は、その金額が正当であることを確認した後、証紙と書類の紙面にかけて收受印等をもって消印するものとする。

第20条の見出し中「証紙ちよう付書」を「証紙貼付書」に改め、同条第1項中「ちよう付した」を「貼付した」に、「証紙ちよう付書」を「証紙貼付書」に、「警察関係事務手数料収入証紙ちよう付実績報告書」を「警察関係事務手数料収入証紙貼付実績報告書」に改め、同条第2項中「証紙ちよう付書」を「証紙貼付書」に改める。

別記様式第1号の2を削る。

別記様式第2号中「氏名 ⊕」を「氏名 」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

別記様式第4号中「氏名〔法人その他の団体にあつては、その名称および代表者の氏名〕 ⊕」を「氏名〔法人その他の団体にあつては、その名称および代表者の氏名〕」に改める。

別記様式第7号中「氏名〔法人その他の団体にあつては、その名称および代表者の氏名〕 ⊕」を「氏名〔法人その他の団体にあつては、その名称および代表者の氏名〕」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

別記様式第8号中「氏名（法人その他の団体にあつては、その名称および代表者の氏名） ⊕」を「氏名〔法人その他の団体にあつては、その名称および代表者の氏名〕」に改める。

別記様式第9号中「氏名〔法人その他の団体にあつては、その名称および代表者の氏名〕 ⊕」を「氏名〔法人その他の団体にあつては、その名称および代表者の氏名〕」に改め、同様式注4を削る。

別記様式第10号中「第18条第1項関係」を「第18条関係」に、「売りさばき人氏名」
 は、
 名」[㊟]」を「売りさばき人氏名」[㊟]」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

別記様式第10号の2中 「売りさばき人氏名」[㊟]」を「
 名」[㊟]」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

別記様式第11号中 「(あて先) 滋賀県知事」を「(宛先) 滋賀県知事」に改める。

別記様式第12号中「警察関係事務手数料収入証紙ちよう付実績報告書」を「警察関係事務手数料収入証紙貼付実績報告書」に、「滋賀県知事 様」を「(宛先) 滋賀県知事」に、「滋賀県警察本部長」[㊟]」を「滋賀県警察本部長」に、「ちよう付実績額」を「貼付実績額」に改める。

別記様式第13号を次のように改める。

様式第13号 (第23条関係)

警察関係事務手数料収入証紙出納簿 (月分)

日	項目	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	金 額	備 考
		10	20	40	50	100	200	300	400	500	600	700	800	900		
	繰越	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	円	
月計	受入高															
	払出高															
	受入高															
	払出高															
累計	現在高															

注1 項目欄については、受入れ、払出しの別を記入する。

2 上段については日計、下段については残高を記入する。

付 則

- この規則は、令和2年12月28日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県警察関係事務手数料収入証紙規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第555号

滋賀県環境影響評価技術指針(平成11年滋賀県告示第124号)の一部を次のように改正する。

令和2年12月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第1付表1大気質の項中「窒素酸化物 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 粉じん等 一酸化炭素 有害物質 炭化水素類 光化学オキシダント」を「窒素酸化物(二酸化窒素および一酸化窒素) 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質 一酸化炭素 光化学オキシダント 全炭化水素(メタンおよび非メタン炭化水素) 粉じん等 その他(塩化水素、水銀、ダイオキシン類等)」に改める。

付 則

この告示は、令和2年12月25日から施行する。

滋賀県告示第556号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和2年12月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

更生医療機関および育成医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	廃止年月日
ココア調剤薬局	草津市矢橋町1203番4	薬局	令和2.11.30
ほたるの薬局	長浜市野瀬町828番地健康パークあざい2F	薬局	令和2.12.31

滋賀県告示第557号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第1項の規定に基づき障害者就業・生活支援センターとして指定した者のうち、次の者から事務所の所在地変更の届出があった。

令和2年12月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

名 称	事務所の旧所在地	事務所の新所在地
社会福祉法人あすこみっと	守山市梅田町2番地1セルバ守山201号室	草津市大路二丁目11番15号

滋賀県告示第558号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年12月25日から令和3年1月15日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
国道303号	高島市今津町下弘部字南海道782番17地先から 高島市今津町上弘部字南樫509番6地先まで	令和2.12.25	L=294.6m

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和2年12月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ミドリ大津店 大津市大將軍一丁目28番1号

2 意見の概要

(1) 大津市からの意見

ア 地元の学区自治連合会長および自治会長に事業内容を説明し、当該自治会等からの要望があれば、適切な対応をお願いしたい。協議、相談等の結果を自治協働課に報告願いたい。

イ 青少年の健全育成の見地から具体的な防犯対策を講じること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力をされたい。

ウ 別館2の閉店に伴い、屋外広告物を除却もしくは変更する場合は、大津市屋外広告物条例(平成20年大津市条例第53号)の規定に基づき、手続を行うこと。

エ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材を扱う造成工事で、その請負額が500万円(消費税込)以上の場合は、工事着手7日前までに同法上の届出が必要なので留意すること。

オ 建築物については、建築基準法(昭和25年法律第201号)、大津市建築基準条例(平成12年大津市条例第11号)および関係法令等に適合させること。

カ 閉店部分の土地利用について、一体的な事業とみなす開発面積の規模が1,000㎡以上となり、区画形質の変更が伴う場合は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に基づく開発許可が必要となる場合があるので、留意すること。

キ 店舗および駐車場の排水を普通河川に放流する場合、路政課と協議すること。

ク 当該店舗届出地の出入口に面する道路は、瀬田北小学校、瀬田北中学校の通学路であることから、児童、生徒の登下校時における車両等の出入りに際し、交通誘導員を配置する等の十分な安全対策を図られたい。また、該当校へ事前説明を願いたい。

ケ 危険物を貯蔵または取り扱う場合は、消防関係法令を遵守すること。また、危険物施設を新たに設置する場合は、予防課危険物係と協議すること。

(2) 草津市からの意見

ア 駐車場出入口が1か所になることに伴い、周辺道路において交通渋滞が発生することが予想される。については、円滑に駐車場へ出入りできるよう交通誘導を行うなど配慮し、スムーズな交通流動の確保に努められたい。また、工事用車両の通行に際しては、近隣道路の交通等に十分配慮願いたい。

イ 心地よさの感じられる景観の維持および創出を図るため、建物の意匠、形態、色彩および敷地の緑化措置等について、周囲の景観に配慮されたい。

ウ 草津市屋外広告物条例(平成24年草津市条例第16号)に基づく許可の内容から、変更等が生じる場合は、変更許可申請の手続を行うこと。

エ 草津市内に当該施設への案内看板等を設置する場合は、草津市屋外広告物条例に基づく手続を行うこと。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

(2) 縦覧期間 令和2年12月25日から令和3年1月25日まで

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

長浜市が令和2年12月25日に決定した彦根長浜都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和2年12月25日

滋賀県知事 三日月 大造

図書館の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

一般競争入札の公告

令和2年度から令和8年度までにおける県立学校統合型校務支援システム構築・運用保守業務委託について、次のとおり特定調達契約に係る総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6および第167条の10の2第6項の規定により公告する。

令和2年12月25日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 県立学校統合型校務支援システム構築・運用保守業務 一式
- (2) 委託業務の内容等 入札説明書ならびに契約書案および仕様書(以下「入札説明書等」という。)のとおりのとおり
- (3) 委託期間

ア 県立学校統合型校務支援システム構築業務 契約締結日から令和4年11月30日まで

イ 県立学校統合型校務支援システム運用保守業務 令和4年2月1日から令和9年1月31日まで

- (4) 予定価格 入札説明書による。
 - (5) 履行場所 県立学校、滋賀県庁ほか
 - (6) この入札は、入札書と併せて業務に係る提案書の提出を受け、入札価格以外の評価項目と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札である。詳細は、入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和2年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類 この入札に参加を希望する者は、資格を有するかどうかの審査を受けるための書類の提出は、不要である。

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所および問合せ先 滋賀県教育委員会事務局 教職員課人材育成・働き方改革係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4536 電子メールアドレス ma03@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 令和2年12月25日(金)から令和3年2月4日(木)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条に規定する県の休日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までを除く。)
- (3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書等は、(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。電子メールによる交付を希望する場合、(1)に示す電子メールアドレス宛てに、メール表題を「県立学校統合型校務支援システム構築・運用保守業務委託に係る入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびに交付先のメールアドレスを記載した電子メールを送信すること。併せて、そのメールを送信した旨を、(1)に示す問合せ先に電話により伝えること。交付請求の電子メールを受信した後、交付先の電子メールアドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は行わない。
- (4) 入札説明会の日時および場所 実施しない。
- (5) 入札書の受領期限 令和3年2月4日(木)17時。郵送による場合は、書留郵便により、受領期限までに必着の

こと。また、この場合の送料は、自己負担とする。

- (6) 開札の日時および場所 令和3年2月5日(金)10時 滋賀県庁新館5階教職員課内(大津市京町四丁目1番1号)
- (7) 対面評価 令和3年2月中旬。提案内容の評価に当たり、対面による評価を行う。時間等を連絡するので、入札参加者は対応すること。なお、都合により日程を変更する場合がある。
- (8) 落札決定 令和3年2月中旬。(7)の対面評価を経て決定するので、日程が前後する場合がある。

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書作成の要否 要

8 入札者の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができる滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で入札書を提出したもののうち、県立学校統合型校務支援システム構築・運用保守業務委託に係る落札者決定基準に基づき、提案内容を公平かつ客観的に評価し、提案書の内容による評価点に入札価格による評価点を加算した評価点の最も高いものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、4(5)に示す受領期限までに、封印した入札書および本業務に係る提案書を一括して、4(1)に示す場所に提出しなければならない。提案書に必要な書類、部数等については、入札説明書による。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書および提案書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の代理人欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札は行わない。
- (5) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (6) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the services required: Construction, operation and maintenance of Shiga Prefecture Integrated School Affairs Support System, 1 set
- (2) Deadline for tender: 17:00, February 4, 2021
- (3) For further information, contact: Personnel Division, Prefectural Board of Education, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-city, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4536

県 税 事 務 所 告 示

滋賀県南部県税事務所告示第1号

滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)第58条の3第3項の規定に基づき、次の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

令和2年12月25日

滋賀県南部県税事務所長 松宮正智

氏名または名称(法人にあっては代表者の氏名を含む。)	主たる事務所または事業所の所在地	取消年月日
松村石油株式会社 代表取締役 松村英樹	野洲市小篠原1259番地2	令和2.11.30

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第22号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和2年12月25日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺尾敦史

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
訪問介護ステーション彩り	近江八幡市安土町下豊浦6番地17	合同会社彩り	近江八幡市安土町下豊浦6番地17	同行援護	2510400399	令和2.12.1

県税事務所公告

軽油引取税特別徴収義務者証票無効公告

次のとおり軽油引取税の特別徴収義務者証票を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和2年12月25日

滋賀県南部県税事務所長 松宮正智

特別徴収義務者証票番号	特別徴収義務者住所	特別徴収義務者氏名	亡失年月日
第701601号	野洲市小篠原1259番地2	松村石油株式会社(野洲駅前給油所)	令和2.11.30

公安委員会規則

滋賀県公安委員会に対する審査請求の手續に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

滋賀県公安委員会委員長 大塚良彦

滋賀県公安委員会規則第12号

滋賀県公安委員会に対する審査請求の手續に関する規則等の一部を改正する規則

(滋賀県公安委員会に対する審査請求の手續に関する規則の一部改正)

第1条 滋賀県公安委員会に対する審査請求の手續に関する規則(平成28年滋賀県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「住所氏名」を「住所氏名」に改める。

(聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第2条 聴聞および弁明の機会の付与に関する規則(平成7年滋賀県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第5号まで、別記様式第7号および別記様式第9号中「㊟」を削る。

「住所

別記様式第11号中

を

氏名

㊟」

「住所

氏名

」に改める。

別記様式第16号中「㊟」を削る。

(滋賀県青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 滋賀県青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則(平成14年滋賀県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条および第6条中「および受領者の署名押印」を削る。

「被命令者との関係(続柄)

別記様式第2号中

住所

を

氏名

㊟」

「被命令者との関係(続柄)

住所

」に改める。

氏名

別記様式第3号表面中「㊟」を削り、同様式裏面中注4を削る。

別記様式第4号中「㊟」および注3を削る。

別記様式第5号中「㊟」および注5を削る。

「被要求者との関係(続柄)

別記様式第7号中

住所

を

氏名

㊟」

「被要求者との関係(続柄)

住所

」に改める。

氏名

(滋賀県琵琶湖等水上安全条例施行規則の一部改正)

第4条 滋賀県琵琶湖等水上安全条例施行規則(平成2年滋賀県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号および別記様式第2号中「㊟」を削り、備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号中「㊟」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 催物の種類は、該当する項目にレを付すものとする。

別記様式第4号中「㊟」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第5号から別記様式第8号までの様式中「㊟」を削る。

別記様式第9号を次のように改める。

様式第9号(第14条関係)

琵琶湖水上オートバイ安全講習受講・講習終了証交付申請書

年 月 日		
(宛先) 滋賀県公安委員会		
次のとおり琵琶湖水上オートバイ安全講習の受講を申請します。 また、講習終了証の交付を併せて申請します。		
申請者	(フリガナ) _____	連絡先電話番号 () - _____
	氏 名 _____	
	生年月日 _____ 年 月 日 生	性別 _____
	住 所 _____	
受講年月日	_____ 年 月 日 ()	
受講場所	_____	
操縦免許	資格の別	1級小型 ・ 2級小型 ・ 特殊小型
	有効期間	_____ 年 月 日
	免許証番号	_____
水上オートバイ	所有者	住 所 _____
		氏 名 _____
		連絡先電話番号 () - _____
	船 名 _____	
	船舶検査済票の番号 _____	
	船舶検査証書の交付年月日 _____	

講習受講手数料・講習終了証交付手数料

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第11号を次のように改める。

様式第11号 (第16条関係)

琵琶湖水上オートバイ安全講習終了証再交付申請書

年 月 日		
(宛先) 滋 賀 県 公 安 委 員 会 次のとおり講習終了証の再交付を申請します。		
申 請 者	(フリガナ)	連絡先電話番号
	氏 名	() -
	生年月日	年 月 日 生
	住 所	
受 講 年 月 日	年 月 日 ()	
講 習 終 了 証 番 号	第 号	
操 縦 免 許	資 格 の 別	1 級 小 型 ・ 2 級 小 型 ・ 特 殊 小 型
	有 効 期 間	年 月 日
	免 許 証 番 号	
水 上 オ ー ト バ イ	住 所	
	所 有 者 氏 名	
	連 絡 先 電 話 番 号	() -
	船 名	
	船 舶 検 査 済 票 の 番 号	
	船 舶 検 査 証 書 の 交 付 年 月 日	
再 交 付 を 受 け よ う と す る 理 由		講 習 終 了 証 再 交 付 手 数 料

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(滋賀県金属屑回収業条例施行規則の一部改正)

第5条 滋賀県金属屑回収業条例施行規則(昭和31年滋賀県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「名刺版」を「縦の長さ2.5センチメートル、横の長さ2.0センチメートル」に改める。

別記様式第1号および別記様式第3号中「名刺判」を「縦の長さ2.5センチメートル、横の長さ2.0センチメートル」に改め、「㊟」および「3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

別記様式第4号から別記様式第7号までの様式中「㊟」および「注： 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

別記様式第9号中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。

注：6箇月以内に撮影した無帽、上半身、縦の長さ2.5センチメートル、横の長さ2.0センチメートルの写真2枚を添えること。

別記様式第11号中「名刺判」を「縦の長さ2.5センチメートル、横の長さ2.0センチメートル」に改め、「㊟」および「3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

別記様式第12号中「㊟」および「注： 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

別記様式第14号中「㊟」を削る。

別記様式第16号中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。

注：廃棄しようとする帳簿を添えること。

別記様式第17号中「㊟」および「注： 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

(滋賀県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第6条 滋賀県暴力団排除条例施行規則(平成23年滋賀県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号、別記様式第3号、別記様式第7号、別記様式第8号、別記様式第10号および別記様式第11号中「㊟」を削る。

(滋賀県道路交通法施行細則の一部改正)

第7条 滋賀県道路交通法施行細則(昭和53年滋賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「別記様式第12号の2」を「別記様式第13号」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の選任の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 安全運転管理者または副安全運転管理者の運転免許証の写し(運転免許を受けていない者は、個人番号カード(個人番号を除く。)、健康保険の被保険者証、在留カードまたは特別永住者証明書の写し)

(2) 自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第4号に規定する書面(自動車安全運転センターが届出日前1月以内に発行したものに限り。)で、安全運転管理者または副安全運転管理者に係る過去2年以上の運転記録の証明に関する事項を記載したものまたはその写し

第15条第3項中「この章」を「第18条」に、「別記様式第17号の」を「第18条第2項に規定する」に改め、同条第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の届出に係る安全運転管理者または副安全運転管理者が、施行規則第9条の9第1項第2号または同条第2項第2号の規定により公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する能力に係る認定(以下「認定」という。)を受けた者である場合は、第18条第2項に規定する認定書の写しをそれぞれの選任の届出書に添付しなければならない。

第15条の2を削る。

第18条中「施行規則第9条の9第1項第2号の規定により公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する能力に係る認定(以下「認定」という。)」を「認定」に改める。

別記様式第3号および別記様式第4号中「㊟」および「3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

別記様式第4号の2中「㊟」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号中「㊟」および「3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

別記様式第8号、別記様式第10号および別記様式第11号中「㊟」を削る。

別記様式第12号を次のように改める。

様式第12号(第15条関係)

警察署	番号
-----	----

(新規・変更)

安全運転管理者に関する届出書

(宛先) 滋賀県公安委員会 年 月 日

ア 安全運転管理者を 選任、解任

イ 届出者

届出事項
お届けします。

したので
を変更

事業所住所
事業所名称
使用者氏名
(電話 FAX)

ウ 選任年月日	年 月 日	コ 使用の本拠	名称													
エ 安全運転管理者	住所(居所) (フリガナ) 氏名		位置													
オ 資格要件	生年月日(年齢) 年 月 日 (歳) 運転の管理経験 1 2年未満 2 2年以上 3 公安委員会の認定		業種別	1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 運転代行業 17 その他												
カ 職務上の地位			別													
キ 安全運転管理者が運転免許証をもっている場合	免許の種類 年月日 番号 交付年月日 交付公安委員会	使用の本拠における自動車台数	乗用	貨物	計											
ク 安全運転管理者の勤務態様	勤務 日勤 隔日 その他() 副安全運転管理者の有無 なし・あり(名)	シ 運転者数・従業員数	大型	中型	準中型	普通	軽	大特	大自	普自	小特	計				
ケ 安全運転管理者の職務経歴	経歴・勤務期間 自 年 月 至 年 月 自 年 月 至 年 月 自 年 月 至 年 月 自 年 月 至 年 月 自 年 月 至 年 月 自 年 月 至 年 月	職務上の地位・職名	従業員数										人			
解任年月日		年 月 日														
氏名																
解任理由		1 死亡 2 退職 3 転任 4 台数減 5 解任命令 6 その他()														

添付書類

- 1 運転免許証の写し(運転免許を受けていない者は、個人番号カード(個人番号を除く。)、健康保険の被保険者証、在留カードまたは特別永住者証明書の写し)(いずれも表面および裏面)
- 2 公安委員会の教習を修了した場合は教習修了証明書の写しまたは公安委員会の認定を受けた場合は認定書の写し
- 3 運転記録証明書(自動車安全運転センター法施行規則(昭和50年総理府令第53号)別記様式第3の書面)で、過去2年以上の運転の記録について自動車安全運転センターが届出日前1月以内に発行したもの)またはその写し

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第12号の2を削る。

別記様式第13号を次のように改める。

様式第13号(第15条関係)

警察署	番号一 枝番号
	—

(新規・変更)

副安全運転管理者に関する届出書

(宛先) 滋賀県公安委員会 年 月 日

副安全運転管理者を 選任、解任

届出者

事業所住所

したので

事業所名称

届出事項

を変更

使用者氏名

お届けします。

(電話 FAX)

① 選任年月日		年 月 日			⑧ 使用の本拠	名称												
② 副安全運転管理者運転	住所(居所)	(住民票の住所と居所が異なる場合は、居所を記載すること。)				位置												
	(フリガナ)	(フリガナ)				安全運転管理者の氏名												
③ 資格要件		生年月日(年齢)	年 月 日 (歳)			業種別	1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 運転代行業 17 その他											
		1	2	3														
④ 職務上の地位																		
⑤ 副安全運転管理者が運転免許証をもっている場合	免許の種類				⑨ 使用の本拠における自動車台数	乗用		貨物				計						
	免許年月日					大型	中型	普通	軽	大型	中型	普通	軽	大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	
	免許番号					台												
	交付年月日																	
⑥ 副安全運転管理者の勤務態様	勤務	日勤 隔日 その他()			⑩ 運転者数・従業員数	大型		中型		普通		大特		大自		小特		計
	他の副安全運転管理者の有無	なし・あり(名)				免許種別	一	二	一	二	中	一	二	一	二	一	二	
⑦ 副安全運転管理者の職務経歴	経歴・勤務期間	勤務先名	職務上の地位・職名		人													
	自 年 月				従業員数													
	至 年 月				人													
	自 年 月																	
	至 年 月																	
	自 年 月																	
⑪ 前副安全運転管理者		解任年月日			年 月 日													
		氏名																
		解任理由			1 死亡 2 退職 3 転任 4 台数減 5 解任命令 6 その他()													

添付書類

- 1 運転免許証の写し(運転免許を受けていない者は、個人番号カード(個人番号を除く。)、健康保険の被保険者証、在留カードまたは特別永住者証明書の写し)(いずれも表面および裏面)
- 2 公安委員会の認定を受けた場合は認定書の写し
- 3 運転記録証明書(自動車安全運転センター法施行規則(昭和50年総理府令第53号)別記様式第3の書面で、過去2年以上の運転の記録について自動車安全運転センターが届出日前1月以内に発行したもの)またはその写し

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第13号の2を削る。

別記様式第22号中「㊟」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考1 審査に係る緊急自動車の種類および免許の種類は、該当するものを○で囲むこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第22号の2中「㊟」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考1 審査合格年月日欄は、運転免許証を再交付されたため記載を要する場合にのみ記載すること。

2 記載申請の理由、緊急自動車の種類および免許の種類欄は該当するものを○で囲むこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第25号中「㊟」および「4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

別記様式第47号の7の2中「印」を削る。

別記様式第47号の7の3および別記様式第47号の7の6中「印」を削る。

別記様式第47号の8、別記様式第47号の17、別記様式第47号の19および別記様式第47号の22中「印」を削る。

(滋賀県交通安全活動推進センターの指定等に関する規則の一部改正)

第8条 滋賀県交通安全活動推進センターの指定等に関する規則(平成10年滋賀県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号および別記様式第3号中「印」を削る。

(滋賀県金属屑回収業条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第9条 滋賀県金属屑回収業条例施行規則等の一部を改正する規則(平成10年滋賀県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

付則第2項を削り、付則第1項の見出しおよび項番号を削る。

(滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

第10条 滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(平成10年滋賀県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

付則第2項および第3項を削り、付則第1項の見出しおよび項番号を削る。

付 則

この規則は、令和2年12月28日から施行する。

滋賀県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

滋賀県公安委員会委員長 大塚良彦

滋賀県公安委員会規則第14号

滋賀県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

滋賀県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年滋賀県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項、第3条第1項および第9条中「および受領者の署名押印」を削る。

第11条第1項中「および受領者の署名押印」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の指示を行うには至らないが、業務の適正な運営の確保に資すると認めるときは、別記様式第17号の2の注意書(甲)を交付して注意を行い、別記様式第17号の3の注意書(乙)の受領者欄に必要な事項の記載を求めるものとする。

第12条第1項および第13条第1項中「および受領者の署名押印」を削る。

別記様式第2号中「㊟」を削る。

別記様式第3号中「印」を削る。

別記様式第5号中「㊟」を削る。

別記様式第6号から別記様式8号までの様式中「印」を削る。

別記様式第13号および別記様式第16号中「㊟」を削る。

別記様式第17号中「印」を削り、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第17号の2(第11条関係)

注意書(甲)

滋公委発第 号

年 月 日

住 所

(法人にあつては、
主たる営業所の
所在地)

氏 名 様

(法人にあつては、
名称および代表
者の氏名)

滋賀県公安委員会 印

あなたの経営する自動車運転代行業において、下記のような行為が確認されました。
このような行為は、関係法令の規定に違反することから、直ちに改善措置を講じ、今後、関係法令の規定に違反する行為を行わないように厳重に注意します。
今後、関係法令の規定に違反する行為があつた場合には、更に必要な措置をとることがあることを申し添えます。

記

交付年月日

年 月 日

様式第17号の3 (第11条関係)

注 意 書 (乙)

滋公委発第 号
年 月 日

住 所

(法人にあっては、
主たる営業所の
所在地)

氏 名 様

(法人にあっては、
名称および代表
者の氏名)

滋賀県公安委員会 印

あなたの経営する自動車運転代行業において、下記のような行為が確認されました。
このような行為は、関係法令の規定に違反することから、直ちに改善措置を講じ、今後、関係法令の規定に違反する行為を行わないように厳重に注意します。

今後、関係法令の規定に違反する行為があった場合には、更に必要な措置をとることがあることを申し添えます。

記

交 付 年 月 日	年 月 日
受 領 者	被注意者との関係 (続柄) 住 所 氏 名
取 扱 者	警察署 階級 氏名

別記様式第19号中「㊟」を削る。
 別記様式第20号中「印」を削る。
 別記様式第22号中「㊟」を削る。
 別記様式第23号中「印」を削る。

付 則

- 1 この規則は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

公 安 委 員 会 告 示

滋賀県公安委員会告示第151号

遺失物法施行令(平成19年政令第21号)第5条第5号の規定に基づき、次の者を特例施設占有者として指定した。
 令和2年12月25日

滋賀県公安委員会委員長 大 塚 良 彦

- 1 特例施設占有者の氏名または名称 株式会社たねや
- 2 代表者の氏名 代表取締役 山本昌仁
- 3 指定年月日 令和2年12月17日
- 4 施設の名称および所在地
 ラ コリーナ近江八幡 近江八幡市北之庄町615-1
 八日市の杜 東近江市八日市緑町38-15
 守山玻璃絵館 守山市吉身3-19-15
 美濠の舎 彦根市本町1-2-33
 近江八幡日傘禮ヴィレッジ 近江八幡市宮内町3
 近江八幡店 近江八幡市中村町22-13
 クラブハリエ ジュブリラタン 彦根市松原町1435-83

病 院 事 業 庁 規 程

滋賀県病院事業庁規程第15号

滋賀県病院事業庁組織規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第1号)の一部を次のように改正する。
 令和2年12月25日

滋賀県病院事業庁長 宮 川 正 和

第12条第6項の表各診療科の部歯科衛生士の項の次に次のように加える。

公認心理師	心理判定業務をつかさどる。
-------	---------------

付 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第16号

滋賀県病院事業庁職員の標準的な職に関する規程(平成28年滋賀県病院事業庁規程第2号)の一部を次のように改正する。

令和2年12月25日

滋賀県病院事業庁長 宮 川 正 和

第3条の表中「保育士」を「公認心理師、保育士」に改める。

付 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第17号

滋賀県病院事業庁職員被服貸与規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第15号)の一部を次のように改正する。

令和2年12月25日

滋賀県病院事業庁長 宮川正和

別表看護師、歯科衛生士、介護職員および看護助手の部小児保健医療センター(保健指導部)に所属する者の項の前に次のように加える。

総合病院に所属する者	看護衣(上着)	6	5
	ズボン(ワンピースの看護衣を貸与しない場合に限る。)	6	5
	靴	2	1

別表医学物理士、保健師、放射線技師、検査技師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、心理判定員、臨床工学技士および精神保健福祉士の部中「視能訓練士」の右に「、公認心理師」を加え、同部小児保健医療センター(療育部)に所属する者の項の前に次のように加える。

総合病院に所属する者	診療衣	6	5
	ズボン	6	5

別表言語聴覚士の部小児保健医療センター(療育部)に所属する者の項の前に次のように加える。

総合病院に所属する者	診療衣	6	5
	ズボン	6	5

別表事務職員の部の次に次のように加える。

医療ソーシャルワーカー	総合病院に所属する者	診療衣	3	5
-------------	------------	-----	---	---

付 則

- この規程は、令和3年1月1日から施行する。
- この規程の施行の際現に貸与されている被服については、改正後の滋賀県病院事業庁職員被服貸与規程の規定により貸与された被服とみなす。

病 院 事 業 庁 公 告

令和2年度滋賀県職員採用選考実施公告

令和2年度滋賀県職員採用選考を次のとおり行います。

令和2年12月25日

滋賀県病院事業庁長 宮川正和

1 選考区分、採用予定人員および職務内容

選考区分	採用予定人員	主 な 職 務 内 容
薬剤師	3人程度	県立病院における薬事業務等
臨床検査技師	1人程度	県立病院における臨床検査技師としての業務
診療放射線技師	1人程度	県立病院における診療放射線技師としての業務
作業療法士	1人程度	県立病院における作業療法士としての業務
言語聴覚士	1人程度	県立病院における言語聴覚士としての業務
医療ソーシャルワーカー	1人程度	県立病院における医療・福祉相談援助業務等
医療事務(B)	1人程度	県立病院における診療記録および診療情報の管理・分析等の医療事務ならびに病院事務全般に係る業務

2 受験資格

(1) 次に該当する者が受験できます。

選考区分	所 有 す べ き 資 格	年 齢
薬剤師	薬剤師の免許を有する者(令和2年度中に行われる薬剤師国家試験を受験し、免許を取得する見込みの者を含む。)	昭和36年4月2日以降に生まれた者
臨床検査技師	臨床検査技師の免許を有する者(令和2年度中に行われる臨床検査技師国家試験を受験し、免許を取得する見込みの者を含む。)	

診療放射線技師	診療放射線技師の免許を有する者（令和2年度中に行われる診療放射線技師国家試験を受験し、免許を取得する見込みの者を含む。）
作業療法士	作業療法士の免許を有する者（令和2年度中に行われる作業療法士国家試験を受験し、免許を取得する見込みの者を含む。）
言語聴覚士	言語聴覚士の免許を有する者（令和2年度中に行われる言語聴覚士国家試験を受験し、免許を取得する見込みの者を含む。）
医療ソーシャルワーカー	社会福祉士の登録証を有する者（令和2年度中に行われる社会福祉士国家試験を受験し、登録見込みの者を含む。）
医療事務（B）	一般社団法人日本病院会、公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本医療法人協会、公益社団法人日本精神科病院協会および公益財団法人医療研修推進財団が主催する診療情報管理士認定試験に合格し、診療情報管理士に認定された者（令和2年度中に行われる診療情報管理士認定試験を受験し、合格する見込みの者を含む。）

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

(1) 採用の時期 令和3年4月1日

ただし、各選考区分の資格を取得する見込みの者で、免許を取得できなかった場合（医療ソーシャルワーカーにあつては社会福祉士国家試験に合格できなかった場合、医療事務（B）にあつては認定試験に合格できなかった場合）は、採用される資格を失います。

(2) 勤務場所 総合病院、小児保健医療センター、精神医療センター等

選考区分	勤務場所
薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、医療ソーシャルワーカー、医療事務（B）	採用時の勤務場所は総合病院の予定です。

(3) 給与等

選考区分	給料月額	備考
薬剤師	216,521円	6年制大学卒業で職務経験がない場合の額
臨床検査技師	187,313円	短大3年課程卒業で職務経験がない場合の額
診療放射線技師	187,313円	短大3年課程卒業で職務経験がない場合の額
作業療法士	187,313円	短大3年課程卒業で職務経験がない場合の額
言語聴覚士	179,504円	短大3年課程卒業で職務経験がない場合の額
医療ソーシャルワーカー	191,370円	4年制大学卒業で職務経験がない場合の額
医療事務（B）	179,504円	短大3年課程卒業で職務経験がない場合の額

ア 給料は、給料月額の外にそれぞれの支給条件に応じて扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。

なお、これらの額は、令和2年4月1日現在のものであり、改定される場合があります。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

4 選考

(1) 日時および場所

ア 第1次考査

日時 令和3年1月30日(土)午前9時30分集合

場所 滋賀県立総合病院新館4階講堂（守山市守山五丁目4番30号）

イ 第2次考査

日時 令和3年2月14日(日)

場所 滋賀県立総合病院(守山市守山五丁目4番30号)

※ 上記は予定です。集合時間等の詳細は第1次考査の合格者に通知します。

(2) 方法

ア 第1次考査

選考区分	種目	内 容
全区分共通	専門試験	記述式により、識見、思考力、表現力、各選考区分としての素養等について試験を行います。
	書類審査	必要な書類に基づいて審査します。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り(携帯電話等の使用は、できません。)

イ 第2次考査

選考区分	種目	内 容
全区分共通	口述試験	各選考区分職員としての知識、技能および公務遂行能力ならびに人物についての個別面接による口述試験を行います。
	適性検査	公務員として必要な適性についての検査を行います。

※ 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、基準に達しない場合は不合格となります。

(3) 結果発表

ア 第1次考査 令和3年2月5日(金)までに通知する予定です。

イ 第2次考査 令和3年2月26日(金)頃に通知する予定です。

5 受験手続および受付期間

(1) 出願票を持参または郵送する場合

ア 受験手続 出願時提出書類を受付期間内に、滋賀県病院事業庁経営管理課(滋賀県立総合病院内)に提出してください。郵送の場合は、封筒の表に赤字で選考区分(例「薬剤師」)を書いて、特定記録または簡易書留により送付して下さい。出願票を受理した場合は、受付票を交付します。郵送で受け付けた場合は、受付票を郵送します。令和3年1月27日(水)までに受付票が到着しないときは、滋賀県病院事業庁経営管理課に問い合わせしてください。

また、第1次考査当日に、第1次考査当日必要書類を持参してください。

イ 提出書類

提出時期	選考区分	提出書類	備 考
出願時	全区分共通	出願票1通	所定の用紙に最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	全区分共通	未使用の郵便はがき1枚	受付票として返送します。表面に宛先を明記してください。郵送で申し込む場合のみ必要です。
第1次考査当日	全区分共通	受付票	受験番号は、選考当日に指定します。
	全区分共通	履歴書1通	所定の用紙に最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	全区分共通	口述試験用面接カード1通	所定の用紙に記入してください。
	全区分共通	保有資格・学会発表等実績表1通	所定の用紙に記入してください。免許等所有者のみ
	全区分共通	職務経歴票1通	所定の用紙に記入してください。免許等所有者のみ
	各選考区分	受験資格を証明する認定証原本	原本は当日返却します。免許等所有者のみ
	各選考区分	受験資格を証明する認定証の写し1部	写しはA4サイズにしてください。免許等所有者のみ
各選考区分	各選考区分養成機関の成績証明書1通と卒業(見込)証明書1通	免許等取得見込者のみ	

ウ 書類提出先 滋賀県病院事業庁経営管理課 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 受験手続 受験案内をよく読んで上で、滋賀県病院事業庁のホームページから申し込んでください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/byouin/bosyuu/>

出願を受け付けた場合は、「しがネット受付サービス」から受付票ファイルのダウンロード方法をメールで送信しますので、受信後、受付票を印刷し所定の位置に最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けて選考当日持参してください。令和3年1月27日(水)までにメールが届かない場合は、滋賀県病院事業庁経営管理課に連絡してください。

また、第1次考査当日に、第1次考査当日必要書類を持参してください。

イ 提出書類

提出時期	選考区分	提出書類	備 考
第1次考査当日	全区分共通	受付票	メールで受信した受付票を印刷し、最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。 受験番号は、選考当日に指定します。
	全区分共通	履歴書1通	所定の用紙に最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	全区分共通	口述試験用面接カード1通	所定の用紙に記入してください。
	全区分共通	保有資格・学会発表等実績表1通	所定の用紙に記入してください。免許等所有者のみ
	全区分共通	職務経歴票1通	所定の用紙に記入してください。免許等所有者のみ
	各選考区分	受験資格を証明する認定証原本	原本は当日返却します。免許等所有者のみ
	各選考区分	受験資格を証明する認定証の写し1部	写しはA4サイズにしてください。免許等所有者のみ
	各選考区分	各選考区分養成機関の成績証明書1通と卒業(見込)証明書1通	免許等取得見込者のみ

(3) 出願票等の交付 所定の用紙は、滋賀県病院事業庁経営管理課で交付します。

また、郵送を希望される方は、下記の問合せ先まで電話で請求するか、郵便はがきの裏面に「令和2年度滋賀県職員採用選考受験願書請求」と書き、選考区分(例「薬剤師」)、住所および氏名を明記して、滋賀県病院事業庁経営管理課あて請求してください。

滋賀県病院事業庁のホームページからダウンロードした用紙を使うこともできます。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/byouin/bosyuu/>

(4) 受付期間

受付方法	受付期間
持 参	令和2年12月25日(金)から令和3年1月27日(水)まで ※ 8時30分から17時15分まで受け付けます(土曜日、日曜日、祝日および令和2年12月29日(火)から令和3年1月3日(日)までを除く。)
郵 送	令和2年12月25日(金)から令和3年1月25日(月)まで ※ 令和3年1月25日(月)までの消印有効
インターネット	令和2年12月25日(金)正午から令和3年1月25日(月)17時まで ※ ただし、県の電子申請システムの管理運営の都合上変更する場合があります。

6 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 問合せ先 滋賀県病院事業庁経営管理課 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5106

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日および場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県病院事業庁のホームページで最新の情報を確認するようにしてください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/byouin/bosyuu/>